

陳 情 文 書 表

平 2 3 陳 情 第 9 号	平成 2 3 年 6 月 1 日 受 理
件 名	神奈川県最低賃金改定等についての陳情
陳 情 者	平塚市宮松町 6 - 1 0 チサカビル 2 F ㊦ 日本労働組合総連合会神奈川県連合会西湘地域連合 ㊦ 議長 齊藤 政和 ㊦
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>今日、非正規雇用労働者の増大とそれに伴う低賃金層が増大しています。また、新規卒業を含め正社員の採用が減少していることや、雇用形態の多様化の名のもとに進められた労働者の非正規化など雇用環境の著しい変化の中で、最低賃金制度が果たす役割がますます大きくなっていると考えます。</p> <p>このような状況を勘案すると、今日ほど賃金のセーフティネットの充実が求められている時はないと考えます。最低賃金制度は、賃金格差を是正するために、必要不可欠な社会的セーフティネットのひとつです。</p> <p>したがって、真にセーフティネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、特定最低賃金における企業内最低賃金協定の締結拡大、適用労働者の拡大と均等・均衡待遇が重要な課題であると考えます。</p> <p>以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨を御理解の上、国に意見書を提出されますようお願いいたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>2011年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関する次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。</p> <p>1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規雇用労働者の賃金水準への接近を基本に、非正規雇用労働者賃金の改定を図ること。</p> <p>また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。</p>	

- 2 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。